

## 那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書

在沖米軍が2月8日から13日の間、那覇港湾施設（以下、「那覇軍港」という。）で訓練を実施した。米軍の説明によると本訓練は「非戦闘員避難活動」訓練であり、戦闘訓練ではなく、非戦闘員を人道的活動として非戦闘地域へ避難輸送する訓練であった。

国民保護において、県知事及び那覇市長は「武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置」が責務として示されている。ロシアがウクライナに侵攻し、武力による権利の侵害に対する認識が各国で高まっている。台湾と国境を接し、尖閣諸島を行政区域として保有する沖縄県周辺では政治的に緊張感が高まっていることから、決して他人事として考えるのではなく、国民保護を議会としても現実課題として受け止め、有事等に起因する市民・県民保護等を真剣に考えなければならない。

ロシアがウクライナに侵攻することにより、軍事施設だけでなく民間施設から多くの一般人犠牲者が出たことから、市民の生命を保護するための集団避難は重要なことである。一度に大量の避難輸送は、航空機ではなく船舶でなければならないことから、非戦闘員の人道的避難訓練を輸送港である那覇軍港で行うことは、「船舶による人員避難輸送」という一連の流れから、港湾施設那覇軍港の主目的に沿うと容認せざるを得ない。訓練では、那覇軍港に進入する際も海上部から行うなど市街地上空を飛行しない配慮はされたが、突然の航空機の飛来や騒音などが近隣の市民に大きな影響を及ぼしたことは、誠に遺憾であり、米軍による訓練の通知は訓練前日であったため、市民県民に対する説明する暇もなく、市民から航空機の騒音等に対する不安や不満の声が高まった。

沖縄県が制定する沖縄県国民保護計画では「県は、必要に応じ在沖米軍の協力を得て円滑に国民保護措置を実施するため、在沖米軍との連携体制の整備に努めるものとする。」とあるが、今回のような手法で訓練等が継続的に続くことは、市民県民への不信感が募るため、関係機関へ下記事項を強く求めるものである。

### 記

- 1 訓練の実施にあたっては、早期の段階から関係自治体を含めた調整及び通知を行うこと。
- 2 同様の訓練を行うにあたり、那覇軍港以外での訓練適地がないか早期に調査すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）3月8日

那覇市議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、  
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長